公布 番号	規則名
3	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部 を改正する規則
4	杉並区組織規則の一部を改正する規則
5	杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 の基準に関する条例第53条第2項に規定する電磁的方法 等を定める規則の一部を改正する規則
6	杉並区立ドッグラン広場条例の施行期日を定める規則
7	杉並区立ドッグラン広場条例施行規則
8	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
9	杉並区生活保護法施行細則の一部を改正する規則
10	杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改 正する規則
11	杉並区災害復興本部に関する規則の一部を改正する規則
12	杉並区予算事務規則の一部を改正する規則
13	杉並区長の職務代理順序に関する規則
14	杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部 を改正する規則
15	杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部 を改正する規則
16	杉並区災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則
17	杉並区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 規則の一部を改正する規則
18	杉並区協働推進アドバイザー設置規則を廃止する規則
19	杉並区非常勤職員規則の一部を改正する規則
20	杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改 正する規則
21	杉並区職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関す る規則の一部を改正する規則

公布	公刊 した税則 一見		
番号	規則名		
22	杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則		
23	杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則		
24	杉並区指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援 事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定 介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正す る規則		
25	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
26	杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
27	杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法等の基準に関する条例第6条第4項に規定する電磁的 方法を定める規則の一部を改正する規則		
28	杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準 に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
29	地価公示図書の閲覧に関する規則の一部を改正する規則		
30	杉並区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則		
31	杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則		
32	杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を 廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有す るものとされた同規則による廃止前の杉並区住民基本台帳 カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
33	杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の 一部を改正する規則		
34	杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則		
35	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規 則の一部を改正する規則		
36	杉並区放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の一部 を改正する規則		
37	杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則		
38	杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園及び杉並区立角 川庭園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則		

	公布 した規則一覧
公布 番号	規則名
39	杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改 正する規則
40	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正 する規則
41	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則
42	杉並区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
43	杉並区公印規則の一部を改正する規則
44	杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を 改正する規則
45	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 施行規則の一部を改正する規則
46	杉並区役所庁内管理規則の一部を改正する規則
47	杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
48	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の 一部を改正する規則
49	杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律施行細則の一部を改正する規則
50	杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則
51	杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則
52	杉並区水道法施行細則の一部を改正する規則
53	杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第3条第1項第7号の規定により同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者を定める規則の一部を改正する規則
54	杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律施行細則の一部を改正する規則
55	杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則
56	杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部 を改正する規則
57	杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施 行細則の一部を改正する規則

公布 番号	規則名
58	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正 する規則
59	杉並区会計事務規則の一部を改正する規則
60	杉並区物品管理規則の一部を改正する規則

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月7日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第3号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則 杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則(昭和38年杉並区規則第6 号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表杉並区立上高井戸保育園の項及び杉並区立永福北保育園の項を 削る。

附則

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月13日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第4号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則(昭和50年杉並区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項政策経営部の部企画課の項中「企画調整担当係長(7)」を「企画調整担当係長(6)」に、「施設マネジメント担当係長(3)」を「施設マネジメ 「徴収対策

ント担当係長(4)」に改め、同条第1項区民生活部の部納税課の項中

納稅係

担当係長 「納税係 を に改め、同部文化・交流課の項中「交流推進担当係 」 調整担当係長」

「交流推進担当係長 長」を に改め、同条第1項保健福祉部の部障害者施策 多文化共生推進担当係長」

「事業者調整担当係長 「障害者保健担当係長 課の項中 を に、「障害者手当・医 障害者保健担当係長」 事業推進係 」

「随害者手当・医療係

療係」を に改め、同部障害者生活支援課の項中 施設整備 児童支援係 」 地域生活

「施設整備担当係長

担当係長 事業者支援係

担当係長 を に改め、同条第1項子ども家庭部の部管理 就労支援係

支援担当係長」 地域生活支援係 |

「子ども政策担当係長 課の項中 を「子ども政策担当係長」に改め、同部地域 子ども政策保健担当係長」

「管理係 「母子保健担当 子育て支援課の項中「地域子育て支援係」を に、 子育て支援係」 子育て応援券

係長 「図ス保健和火係長」とおみ、目郊保存課の項中

を「母子保健担当係長」に改め、同部保育課の項中

事業係」

「事業計画調整係 を「管理係」に、「事業計画調整係」を に改め、同条 係長」 子供園・幼稚園係」

第1項都市整備部の部管理課の項中「建築調整係」を「土地利用・建築調整係」に、

「自転車活用推進係 「自転車計画担当係長」を に改め、同部市街地整備課の項中 自転車駐車場係 」

「荻窪まちづ「土地利用計画係」を「景観係」に、「荻窪まちづくり担当係長」を 沿道のまち

くり担当係長 「道路台帳係 に改め、同部土木管理課の項中 を「道路台帳係」 デザイン係 」 自転車対策係」

「狭あい道路整備推進係 に改め、同部狭あい道路整備課の項中 ・ を「狭あい道路整 ・ 私道整備担当係長」 ・ 備推進係」に改める。

第8条第4項を削り、同条第5項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項 を同条第4項とする。

- 第11条企画課の部施設マネジメント担当係長の項第2号中「区立施設再編整備計画」を「区立施設マネジメント計画」に改め、同条情報管理課の部デジタル戦略担当係長の項第5号を削り、同部住民情報担当係長の項に次の1号を加える。
 - (2) 地方公共団体情報システムの標準化の推進に関すること。
 - 第12条第1項総務課の部総務係の項第6号を次のように改める。
 - (6) 人権啓発に関すること(他の部、課に属するものを除く。)。
 - 第13条地域課の部地域支援担当係長の項第2号中「自治会等への」を「自治会 「(3) 地域区民センター、区民集会
- の防犯カメラの整備等の」に改め、同部中 (4) 小規模災害復旧対策事務に関
 - (5) 区民係との連絡調整に関する

所、区民会館、コミュニティふらっと及び区民事務所会議室の施設管理に関するこ すること。

- こと(他の課、係に属するものを除く。)
 - 「(3) 町会、自治会等への支援に関すること。

- と。 (4) 地域区民センター、区民集会所、区民会館、コミュニティふらっ
 - を (5) 地域区民センター等の利用に係る課内調整に関すること。
 - 」 (6) 小規模災害復旧対策事務に関すること。
 - (7) 区民係との連絡調整に関すること(他の課、係に属するものを除

と及び区民事務所会議室(以下「地域区民センター等」という。)の維持管理及び

< 。)。

運営に関すること。

に改め、同部地域施設係の項第1号中「地域区民センター、

区民集会所、区民会館、コミュニティふらっと及び区民事務所会議室」を「地域区 民センター等」に改め、同条課税課の部区民税係の項第1号中「都民税」の次に 「並びに森林環境税(以下「特別区民税等」という。)」を加え、同項第2号から 第7号までの規定中「特別区民税及び都民税」を「特別区民税等」に改め、同部中 「(1) 特別区民税及び都民税の賦課に関すること。

- (2) 特別区民税及び都民税の証明に関すること。
- (3) 特別区民税及び都民税に係る特別徴収義務者の管理に関すること。
- (4) 特別区民税及び都民税の特別徴収の異動処理に関すること。
- (5) 公的年金からの特別徴収による特別区民税及び都民税の徴収に関するこ
 - 「(1) 特別区民税等の賦課に関すること。
 - (2) 特別区民税等の証明に関すること。
 - を (3) 特別区民税等に係る特別徴収義務者の管理に関すること。
 - (4) 特別区民税等の特別徴収の異動処理に関すること。
- と。」 (5) 公的年金からの特別徴収による特別区民税等の徴収に関するこ

に改め、同条納税課の部管理係の項第1号及び第3号中「特別区民税及び都

ال و ح

民税」を「特別区民税等」に改め、同項第4号中「都民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同部徴収対策担当係長の項を削り、同部納税係の項第1号及び第2号中「特別区民税及び都民税」を「特別区民税等」に改め、同項に次の2号を加える。

- (5) 納付センターの運営に関すること(他の部、課に属するものを除く。)。
- (6) 納付センターに係る他課との調整に関すること。
- 第13条納税課の部納税係の項の次に次のように加える。

調整担当係長

- (1) 特別区民税等の滞納整理におけるデジタル技術の活用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 収納管理システム等の改修等に係る調整に関すること。
- (3) 滞納整理システムの維持管理に関すること。
- (4) 収納対策に関すること(他の部、課に属するものを除く。)。

「納税第三担当係長

第13条納税課の部中

(1) 特別区民税及び都民税の普通徴収の収納及び滞 「納税第三担当係長

納整理に関すること。」

(1) 特別区民税等の普通徴収の収納及び滞納整理

に改め、同部納税第四担当係長の項第1号、公売・調整担当係長 に関すること。」

の項第1号及び特別徴収納税係の項第1号中「特別区民税及び都民税」を「特別区 民税等」に改め、同条文化・交流課の部に次のように加える。

多文化共生推進担当係長

(1) 多文化共生の推進に関すること。

第14条管理課の部計画調整担当係長の項第1号中「(保健福祉計画を含む。) の総合的計画」を「に係る計画」に改め、同項第2号中「ユニバーサルデザインの まちづくりの推進に係る部内調整」を「心のバリアフリーの促進」に改め、「こと」の次に「(他の部、課、係に属するものを除く。)」を加え、同部地域保健調整担当係長の項第4号を削り、同条国保年金課の部特別整理担当係長の項第3号中「特別区民税及び都民税」を「特別区民税等」に改め、同条障害者施策課の部管理係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項第6号中「こと」の次に「(他の係に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第5号とし、第10号を削り、第11号を第6号とし、同部事業者調整担当係長の項を削り、同部障害者保健担当係長の項の次に次のように加える。

事業推進係

- (1) 障害に関する理解の促進に関すること。
- (2) 心身障害者団体の育成に関すること。
- (3) 障害者の意思疎通支援に関すること。
- (4) 障害者の社会参加の促進に関すること(他の課に属するものを除く。)。
- 第14条障害者施策課の部認定・給付係の項第3号を削り、同項第4号中「自立支援給付及び障害児通所給付費等」を「自立支援給付等」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を削り、同部障害者手当・医療係の項の次に次のように加える。

児童支援係

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給決定に関すること。
- (2) 障害児通所給付費等に係る請求の審査及び支払に関すること。
- (3) 通所施設への運営助成等に関すること。
- (4) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の開設に関すること。
- (5) こども発達センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 区立重症心身障害児通所施設に関すること。
- 第14条障害者生活支援課の部管理係の項第6号を次のように改める。
 - (6) 居宅介護事業所、ショートステイ事業所及びグループホーム事業所等

の支援に関すること(他の課、係に属するものを除く。)。

- 第14条障害者生活支援課の部就労支援担当係長の項を削り、同部施設整備担当係長の項に次の2号を加える。
 - (4) すぎのき生活園及び区立身体障害者通所施設の改修に関すること。
 - (5) 障害者福祉会館及び視覚障害者会館その他区内の障害者福祉施設の改修に関すること。
 - 第14条障害者生活支援課の部施設整備担当係長の項の次に次のように加える。 事業者支援係
 - (1) 障害福祉サービス事業者等の支援に関すること(他の課、係に属するものを除く。)。
 - (2) 障害福祉サービス事業者等との連携に関すること(他の課、係に属するものを除く。)。
 - (3) 障害福祉に係る人材の確保、育成及び定着に関すること(他の課、係に属するものを除く。)。

就労支援係

- (1) 障害者の就労支援に関すること。
- (2) 杉並区障害者雇用支援事業団に関すること。
- (3) 障害者福祉施設の入所に関すること。
- 第14条障害者生活支援課の部地域生活支援担当係長の項中「地域生活支援担当係長」を「地域生活支援係」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。
 - (3) 地域活動支援センターに関すること(他の係に属するものを除く。)。
- 第14条高齢者施策課の部管理係の項第4号中「保健福祉計画及び介護保険事業計画の一体的な」を「計画の」に改め、同部高齢者保健担当係長の項第2号中「保健福祉計画等」を「計画」に改め、同条高齢者在宅支援課の部地域包括ケア推進係の項第4号中「認知症対策」を「認知症施策の推進」に改める。
- 第15条管理課の部子ども政策保健担当係長の項を削り、同条地域子育て支援課の部地域子育て支援係の項中「地域子育て支援係」を「管理係」に改め、同項第1号中「こと」の次に「(他の係に属するものを除く。)」を加え、同項中第3号及

び第4号を削り、第5号を第3号とし、同項の次に次のように加える。

子育て支援係

- (1) 子育て支援サービスに関すること。
- (2) 地域子育て支援拠点の調整に関すること。
- (3) 子どもセンターとの連絡調整に関すること。

第15条地域子育で支援課の部子育で応援券事業係の項を削り、同条子ども家庭 支援課の部事業係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、 第5号を第4号とし、同部子ども家庭支援係の項に次の1号を加える。

(8) 子ども家庭支援センターにおける人材育成に関すること。

第15条保育課の部子供園・幼稚園担当係長の項を削り、同部認定・入園係の項第2号中「施設等利用給付認定」の次に「(区立子供園及び私立幼稚園等に係るものを除く。)」を加え、同項第3号中「並びに区立子供園等の利用に係る調整」を削り、同部保育料担当係長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同部事業計画調整係の項の次に次のように加える。

子供園 · 幼稚園係

- (1) 区立子供園に関すること。
- (2) 私立幼稚園等に関すること。
- (3) 私立幼稚園に対する補助金の支給等に関すること。
- (4) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定(区立子供園及び私立幼稚園等に係るものに限る。)に関すること。
- (5) 区立子供園の利用に係る調整に関すること。
- (6) 私立幼稚園等の園児の保護者負担の軽減に関すること。

第16条管理課の部庶務係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同部建築調整係の項中「建築調整係」を「土地利用・建築調整係」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「の案内等」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 土地利用に係る総合的な計画、調査、研究及び連絡調整に関すること。 第16条管理課の部企画調査係の項第4号を次のように改める。

- (4) 都市復興に関すること。
- 第16条管理課の部都市施設担当係長の項第2号中「都市整備関連施策」を「都市高速道路第4号線、都市高速道路外郭環状線及び外郭環状線の2」に改め、同項に次の1号を加える。
 - (4) 鉄道駅のホームドア整備事業に関すること。
- 第16条管理課の部交通企画係の項第7号中「駅舎内の昇降設備設置補助事業」 を「新モビリティサービス事業」に改め、同項に次の1号を加える。
 - (8) 交通安全に関すること(他の係に属するものを除く。)。
 - 第16条管理課の部自転車計画担当係長の項を削り、同部に次のように加える。

自転車活用推進係

- (1) 自転車活用推進計画に関すること。
- (2) 自転車の放置防止及び交通安全に係る啓発に関すること。
- (3) 自転車の放置禁止区域の指定に関すること。
- (4) 放置自転車の撤去等に関すること。
- (5) シェアサイクル事業に関すること。

自転車駐車場係

- (1) 自転車駐車場等の管理に関すること。
- (2) 自転車駐車場等の計画、建設及び維持補修に関すること。
- (3) 自転車駐車場の附置義務に関すること。
- (4) 民営自転車駐車場及び民営バイク駐車場の育成に関すること。
- (5) 自転車等駐車対策協議会に関すること。
- 第16条建築課の部建築企画係の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、同部設備担当係長の項第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条市街地整備課の部土地利用計画係の項を次のように改める。

景観係

- (1) 景観条例の運用に関すること。
- (2) 景観まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 課内他の係に属さないこと。

第16条市街地整備課の部地区計画係の項第4号中「阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画」を「地区計画及び沿道地区計画区域内の建築等の届出及び指導」に改め、同項第5号及び第6号を削り、同部荻窪まちづくり担当係長の項の次に次のように加える。

沿道のまちデザイン係

(1) 都市計画道路の沿道のまちデザインに関すること。

第16条土木管理課の部自転車対策係の項を削り、同条狭あい道路整備課の部狭あい道路整備推進係の項第1号中「重点整備路線及び重点地区内等」を「重点整備路線等」に改め、同部私道整備担当係長の項を削り、同条みどり公園課の部管理係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同部みどりの計画係の項第7号を削る。

第17条環境課の部調整係の項第1号中「(仮称)」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

名称	担当事務
政策経営部区政イノベーション 担当部長	区政経営改革担当課長、公民連携担当課長及び情報管理課が所掌する事務
政策経営部施設マネジメント担 当部長	施設マネジメント担当課長が所掌する事務
政策経営部事業調整担当部長	事業調整担当課長が所掌する事務
区民生活部文化・スポーツ担当 部長	文化・交流課及びスポーツ振興課が所掌する事務
保健福祉部高齢者担当部長	高齢者施策課、高齢者在宅支援課及び介護保険課 が所掌する事務
保健福祉部健康担当部長	健康施策に関すること。
都市整備部まちづくり担当部長	市街地整備課が所掌する事務

都市整備部土木担当部長	土木管理課、土木計画課、狭あい道路整備課、み	
	どり公園課及び杉並土木事務所が所掌する事務	

別表第2(1)政策経営部区政経営改革担当課長の項中「並びに公民連携担当係 長が所掌する事務」を削り、同項の次に次のように加える。

政策経営部公民連携担当課長 公民連携担当係長が所掌する事務

別表第2(1)政策経営部施設マネジメント担当課長の項中「事務」の次に「(他の政策経営部施設マネジメント担当課長に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

政策経営部施設マネジメント 担当課長 施設マネジメント担当係長が所掌する事務(区長 の承認を得て政策経営部施設マネジメント担当部 長が定める地域又は事業に関するものに限る。)

別表第2(1)区民生活部男女共同参画担当課長の項の次に次のように加える。

区民生活部井草地域担当課長	井草地域活動係が所掌する事務(町会、自治会等への支援に関すること及び地域区民センター等の利用に係る課内調整に関することを除く。)
区民生活部西荻地域担当課長	西荻地域活動係が所掌する事務(町会、自治会等への支援に関すること及び地域区民センター等の利用に係る課内調整に関することを除く。)
区民生活部荻窪地域担当課長	荻窪地域活動係が所掌する事務(町会、自治会等への支援に関すること及び地域区民センター等の利用に係る課内調整に関することを除く。)
区民生活部阿佐谷地域担当課 長	阿佐谷地域活動係が所掌する事務(町会、自治会 等への支援に関すること及び地域区民センター等 の利用に係る課内調整に関することを除く。)
区民生活部高円寺地域担当課 長	高円寺地域活動係が所掌する事務(町会、自治会等への支援に関すること及び地域区民センター等の利用に係る課内調整に関することを除く。)

区民生活部高井戸地域担当課 長	高井戸地域活動係が所掌する事務(町会、自治会等への支援に関すること及び地域区民センター等の利用に係る課内調整に関することを除く。)
区民生活部永福和泉地域担当課長	永福和泉地域活動係が所掌する事務(町会、自治会等への支援に関すること及び地域区民センター等の利用に係る課内調整に関することを除く。)

別表第2(1)区民生活部地域施設担当課長の項中「地域区民センター、区民集会所、区民会館、コミュニティふらっと及び区民事務所会議室の施設管理」を「地域区民センター等の利用に係る課内調整」に改め、同表(1)保健福祉部地域保健調整担当課長の項の次に次のように加える。

児童支援係、児童発達相談係、発達障害児相談担
当係長、こども発達センター及び重症心身障害児
通所施設が所掌する事務

別表第2(1)保健福祉部高齢者施設整備担当課長の項中「施設整備推進担当係長」の次に「及び施設担当係長」を加え、同表(1)子ども家庭部子ども政策担当課長の項中「及び子ども政策保健担当係長」を削り、同表(1)都市整備部交通施策担当課長の項を次のように改める。

都市整備部交通企画担当課長	交通企画係、自転車活用推進係及び自転車駐車場
	係が所掌する事務

別表第2(1)都市整備部拠点整備担当課長の項の次に次のように加える。

都市整備部沿道のまちデザイ	沿道のまちデザイン係が所掌する事務	
ン担当課長		

別表第2(2)区民生活部副参事(井草地域担当)の項、区民生活部副参事(西 荻地域担当)の項、区民生活部副参事(荻窪地域担当)の項、区民生活部副参事 (阿佐谷地域担当)の項、区民生活部副参事(高円寺地域担当)の項、区民生活部 副参事(高井戸地域担当)の項、区民生活部副参事(永福和泉地域担当)の項、都 市整備部副参事(荻窪地区まちづくり担当)の項、都市整備部副参事(西荻地区まちづくり担当)の項、都市整備部副参事(阿佐谷地区まちづくり担当)の項、都市整備部副参事(高円寺地区まちづくり担当)の項、都市整備部副参事(西武線沿線地区まちづくり担当)の項、都市整備部副参事(久我山・富士見丘地区まちづくり担当)の項及び都市整備部副参事(方南地区まちづくり担当)の項を削る。

別表第3子ども家庭部の部1の項中

Γ	杉並区立永福北保育園	杉並区永福三丁目5 1番17号	を
削	り、同部4の項中		
٢	杉並区立馬橋児童館 杉並区立阿佐谷南児童館	杉並区高円寺北四丁 目2番17号 杉並区阿佐谷南一丁 目14番8号	を
ſ	杉並区立馬橋児童館	杉並区高円寺北四丁 目2番17号	に

改める。

附則

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第 53条第2項に規定する電磁的方法等を定める規則の一部を改正する規則を公布す る。

令和6年3月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第5号

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第53条第2項に規定する電磁的方法等を定める規則の一部を改正する規則

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第53条第2項に規定する電磁的方法等を定める規則(平成27年杉並区規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区立ドッグラン広場条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年3月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第6号

杉並区立ドッグラン広場条例の施行期日を定める規則

杉並区立ドッグラン広場条例(令和5年杉並区条例第40号)の施行期日は、令和6年3月30日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区立ドッグラン広場条例施行規則を公布する。

令和6年3月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第7号

杉並区立ドッグラン広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区立ドッグラン広場条例(令和5年杉並区条例第40号。 以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(休場日)

- 第3条 ドッグラン広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。
 - (1) 年始 1月1日から同月3日まで
 - (2) 年末 12月29日から同月31日まで
 - (3) 場内整理日 毎月1回又は2回その都度定める。

(開場時間)

- 第4条 ドッグラン広場の開場時間は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と 認めるときは、これを変更することができる。
 - (1) 3月1日から4月30日まで 午前7時から午後6時まで
 - (2) 5月1日から8月31日まで 午前7時から午後7時まで
 - (3) 9月1日から10月31日まで 午前7時から午後6時まで
 - (4) 11月1日から翌年の2月28日(うるう年にあっては、同月29日)まで 午前7時から午後5時まで

(使用登録)

第5条 犬を所有し、又は管理する者が、条例第2条第1号に定める使用の登録を申請するときは、ドッグラン広場使用登録申請書兼誓約書(第1号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請(以下「使用登録申請」という。)があったと きは、当該使用登録申請をする者について、本人であることの確認を行うものと する。
- 3 区長は、次の各号のいずれかの方法により、前項の規定による確認を行うもの とする。
 - (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、運転免 許証若しくは旅券又は官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書若しくは 身分証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)のうちいずれか1以上 の書類を提示させる方法
 - (2) 本人であることを確認するため区長が適当と認める書類のうちいずれか1 又は2以上の書類を提示させる方法
- 4 区長は、使用登録申請があったときは、当該使用登録申請に係る犬について、 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定による登録を受けていること及び同法第5条第1項の規定による狂犬病の予防注射を受けていることの確認を行うものとする。
- 5 区長は、次に掲げる方法により、前項の規定による確認を行うものとする。
 - (1) 狂犬病予防法第4条第2項又は動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第6項の規定により交付された犬の鑑札を提示させる方法(使用登録申請に係る犬が、同条第2項の規定により犬の鑑札とみなされたマイクロチップ(同法第39条の2第1項に規定するマイクロチップをいう。以下同じ。)が装着された犬である場合にあっては、同法第39条の5第4項に規定する登録証明書を提示させ、又は当該犬に装着されているマイクロチップの識別番号(同法第39条の2第1項に規定する識別番号をいう。)を確認させる方法)
 - (2) 狂犬病予防法第5条第2項の規定により交付された注射済票(以下「注射済票」という。)を提示させる方法
- 6 区長は、使用登録申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めたときは、申請書に記載された事項を登録するとともに、当該使用登録

申請をした者に対し、ドッグラン広場使用登録証(以下「使用登録証」という。)を交付するものとする。

- (1) 使用登録申請に係る犬が狂犬病予防法第4条第2項の規定による登録を受けていないとき。
- (2) 使用登録申請に係る犬が狂犬病予防法第5条第1項の規定による狂犬病の 予防注射を受けていないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、ドッグラン広場の管理上支障があるとき。 (使用登録の有効期間)
- 第6条 前条第6項の規定による登録(以下「使用登録」という。)の有効期間は、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 使用登録申請の日が属する年度に実施した狂犬病の予防注射に係る注射済票(次号に規定する注射済票を除く。)を提示して使用登録を受けた場合 使用登録を受けた日から同日が属する年度の翌年度の6月30日まで
 - (2) 3月2日から同月31日までの間に使用登録申請を行う場合であって、当該期間内に実施した狂犬病の予防注射に係る注射済票(狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第12条第5項に定めるところにより交付を受けた注射済票をいう。第4号において同じ。)を提示して使用登録を受けた場合 使用登録を受けた日から同日が属する年度の翌々年度の6月30日まで
 - (3) 4月1日から6月30日までの間に使用登録申請を行う場合であって、使用登録申請の日が属する年度の前年度に実施した狂犬病の予防注射に係る注射済票(次号に規定する注射済票を除く。)を提示して使用登録を受けた場合使用登録を受けた日から同日が属する年度の6月30日まで
 - (4) 使用登録申請の日が属する年度の前年度の3月2日から同月31日までの間に実施した狂犬病の予防注射に係る注射済票を提示して使用登録を受けた場合 使用登録を受けた日から同日が属する年度の翌年度の6月30日まで(使用登録の更新)
- 第7条 前条に規定する使用登録の有効期間が満了した後、引き続き、ドッグラン 広場を使用しようとする者は、区長から使用登録の更新を受けなければならない。 2 第5条及び前条の規定は、前項の規定による使用登録の更新について準用する。

(使用登録の変更等)

第8条 使用登録証の交付を受けた者は、使用登録を受けた事項に変更があったとき き又は使用登録を消除するときは、速やかに、ドッグラン広場使用登録変更等申 請書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

(使用登録証の再交付)

- 第9条 使用登録証の交付を受けた者は、使用登録証を亡失し、滅失し、汚損し、 又は破損したときは、ドッグラン広場使用登録証再交付申請書(第3号様式)に より区長に使用登録証の再交付を申請することができる。
- 2 使用登録証を汚損し、又は破損したときの前項の規定による申請には、当該使 用登録証を添付しなければならない。

(使用登録の取消し)

- 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用登録を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により使用登録を受けたとき。
 - (2) 使用登録証を不正に使用したとき。
 - (3) その他区長が特に必要と認めたとき。
- 2 使用登録証の交付を受けた者は、前項の規定により使用登録を取り消されたときは、当該使用登録証を区長に返還しなければならない。

(使用の手続等)

- 第11条 条例第2条第1号に掲げる者がドッグラン広場を使用しようとするときは、他の使用者等の見やすい位置に同伴する犬に係る使用登録証を携帯しなければならない。
- 2 条例第2条第2号に掲げる者に係るドッグラン広場の使用の承認は、別に定め る手続によるものとする。
- 3 区長は、使用者の数が著しく多く、事故等が予想されるときその他ドッグラン 広場の管理上支障があると認めるときは、ドッグラン広場の使用を制限すること ができる。

(行為の制限)

第12条 ドッグラン広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、

- 第1号から第4号までについては、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (1) ドッグラン広場の原状を変更し、又は用途外に使用すること。
- (2) 植物を採集し、又は損傷すること。
- (3) 広告宣伝をすること。
- (4) 物品販売、業としての写真撮影その他営業行為をすること。
- (5) ドッグラン広場内の土地又は施設を損壊すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 前各号のほか、ドッグラン広場の管理に支障がある行為をすること。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和6年3月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 ドッグラン広場の使用登録申請その他の使用登録に関し必要な行為は、この規 則の施行の日前においても第5条、第6条、第8条及び第9条の規定の例により 行うことができる。

ドッグラン広場使用登録申請書兼誓約書

杉並区長 宛

ドッグラン広場使用の登録を受けたいので、以下のとおり申請します。

		-	ふりがな				ふりがな			
申請	氏	名	氏				名			
	住	所	(〒	-)					
者										
			電話		()					
	年	龄								
登	録する犬	7	犬の名前	ij		(都・道・府・県)			(区・市・町・村)	
ふ りがな			大鑑札番号 又は ***********************************		年度 第		号	÷		
					識別番号					
犬種			狂犬病注射	(者	『・道・府・県)		(区・市・田	丁・村)		
					済票番号		年度 第		号	÷
犬の生年月日			犬の年齢	犬の性別	J	代の毛色				
	年		月	日						

誓約書				
		年	月	日
		+	月	Н
	氏名			

年	月	\neg
1		H

杉並区長 宛

ドッグラン広場使用登録変更等申請書

申請者	∠ . ∃		
<u>住</u>	所		
氏	名		
電話	番号		

下記のとおり、ドッグラン広場使用登録の(変更・消除)を申請します。

記

年		
/	H	
111	Н	F

杉並区長 宛

ドッグラン広場使用登録証再交付申請書

Ę	申請者
	住 所
	<u>氏 名</u>
	電話番号

下記のとおり、ドッグラン広場使用登録証の再交付を申請します。

記

1	犬鑑札番号	
	又は	
	識別番号	
2	犬の名前	
3	事由発生日	
4	再交付事由	

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第8号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年杉並区規則第22号)の一部を 次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附則

杉並区生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第9号

杉並区生活保護法施行細則の一部を改正する規則

杉並区生活保護法施行細則(昭和40年杉並区規則第18号)の一部を次のよう に改正する。

第24号様式を次のように改める。

就労自立給付金支給申請書

杉並区杉並福祉事務所長 宛

申請者 住所又は居所 氏名 個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1. 保護を必要としなくなつた事由
- 2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	生	年	月 日		年齢
		年	月	日	歳
		年	月	日	歳
		年	月	日	歳
		年	月	日	歳

「住所又は居所「住所又は居所第28号様式中を 氏名 に改める。氏名個人番号 」

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第24号様式及び第28号様式による用紙で、 現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第10号

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則 杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則(平成13年杉並区規則第63 号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「副区長が」を「政策経営部を担任する副区長(以下「主宰副区 長」という。)が」に改め、同条第2項中「副区長」を「主宰副区長」に改める。 第9条第3号中「副区長」を「主宰副区長」に改める。

附則

杉並区災害復興本部に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第11号

杉並区災害復興本部に関する規則の一部を改正する規則

杉並区災害復興本部に関する規則(平成31年杉並区規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、区長の職務代理の順序による。

附則

杉並区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第12号

杉並区予算事務規則の一部を改正する規則

杉並区予算事務規則(昭和39年杉並区規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「副区長」を「政策経営部を担任する副区長」に改める。

附則

杉並区長の職務代理順序に関する規則を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第13号

杉並区長の職務代理順序に関する規則

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により区長の職務を代理する副区長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 渡辺 幸一

第2順位 白垣 学

附則

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第14号

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則(昭和38年杉並区規則第1 7号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「副区長」を「総務部を担任する副区長」に改める。

附則

杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布 する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第15号

杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成25年杉並区規則第5 4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、区長の職務代理の順序による。

附則

杉並区災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第16号

杉並区災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

杉並区災害対策本部に関する規則(平成14年杉並区規則第52号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 条例第14条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、 区長の職務代理の順序による。

附則

杉並区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する 規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第17号

杉並区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正 する規則

杉並区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成21年杉並 区規則第85号)の一部を次のように改正する。

第1条中「区長の」を「区の機関が」に改める。

第3条中「区長は、区長若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令、条例若しくは規則により独立に権限を行使することを認められたもの (以下「区長等」という。)」を「区の機関は、区の機関」に改める。

第4条第1項中「区長が」を「区の機関が」に、「区長の」を「区の機関の」に 改め、同項第1号及び第2号並びに同条第2項中「区長等」を「区の機関」に改め、 同条第4項中「区長」を「区の機関」に改め、同条第5項中「区長等」を「区の機 関」に、「区長の」を「区の機関の」に改める。

第5条第1項中「区長等」を「区の機関」に、「区長の」を「区の機関の」に改め、同条第2項及び第3項中「区長等」を「区の機関」に改める。

第6条、第7条第1項、第8条及び第9条中「区長等」を「区の機関」に改める。 附 則

杉並区協働推進アドバイザー設置規則を廃止する規則を公布する。 令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第18号

杉並区協働推進アドバイザー設置規則を廃止する規則

杉並区協働推進アドバイザー設置規則(令和4年杉並区規則第5号)は、廃止する。

附則

杉並区非常勤職員規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第19号

杉並区非常勤職員規則の一部を改正する規則

杉並区非常勤職員規則(昭和39年杉並区規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表顧問の部協働推進担当の項を削る。

附則

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第20号

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年杉並区規則第8号)の 一部を次のように改正する。

第6条第2項中「慶弔休暇」の次に「、災害休暇」を、「夏季休暇」の次に「、 ボランティア休暇」を加える。

附則

杉並区職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第21号

杉並区職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改 正する規則

杉並区職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則(平成6年杉並区規則第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第4号に規定する清掃業務手当」を「第2条に規定する 特殊勤務手当のうち別表に定めるもの」に、「1箇月」を「1月」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第2条関係)

手当名
清掃業務手当
児童相談所業務手当
一時保護業務手当

附則

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第22号

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改 正する規則

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年杉並区規則第35号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項及び第2項第1号中「慶弔休暇」の次に「、災害休暇」を、「夏季休暇」の次に「、ボランティア休暇」を加える。

第26条の次に次の1条を加える。

第27条の次に次の1条を加える。

(災害休暇)

- 第26条の2 災害休暇は、会計年度任用職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
- 2 災害休暇は、日を単位として、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間 承認する。
- 3 任命権者は、災害休暇を承認するときは、会計年度任用職員の現住居が滅失し、 又は損壊したことを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

(ボランティア休暇)

- 第27条の2 ボランティア休暇は、会計年度任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動(専ら会計年度任用職員の6親等内の血族、配偶者、パートナーシップ関係の相手方、3親等内の姻族並びに届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップ関係の相手方の3親等内の血族に対する支援となる活動を除く。)を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
 - (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周

辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

- (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な支援を行うことを目的とする施設における活動
- (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (4) 国、地方公共団体等が主催、共催、協賛又は後援する事業を支援する活動
- 2 ボランティア休暇は、一の年度において、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数、1月間の勤務日数又は1年間の勤務日数の区分に応じて、別表第6の2 に定める日数の範囲内で必要と認められる期間承認する。
- 3 任命権者は、ボランティア休暇を承認するときは、当該休暇に係る活動を確認 できる証明書等の提出を求めることができる。
- 4 ボランティア休暇の承認及び請求等の手続については、常勤の職員の例による。 第35条中「、第26条」を「から第26条の2まで」に改める。 別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2 (第27条の2関係)

1週間の勤務日数	5 目以上	4日	3 日	2 日	1 日
1月間の勤務日数		16日	12日	8日	
1年間の勤務日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から1 20日まで	48日から7 2日まで
日数	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日

附則

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第23号

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 杉並区国民健康保険条例施行規則(昭和35年杉並区規則第2号)の一部を次のように改正する。

第17号様式(裏)を次のように改める。

国民健康保険料について

1 根拠法令

国民健康保険法第76条並びに杉並区国民健康保険条例第13条及び第13条の2によります。

2 世帯の保険料額計算方法等

保険料は、医療分、支援金分及び介護分の世帯合計で計算されます。なお、介護分がかかるのは介護保険適用除外に該当しない40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)です。

医療分、支援金分及び介護分とも、法令によつて最高限度額が規定されており、計算上その額を超えるときは、最高限度額が適用されます。

他区市町村から転入された方は、所得の金額等について前住所地に照会するため、均等割額のみが先に賦課され、所得割額が後から賦課されることがあります。 月別の保険料額は、合計保険料額を、通知を発した月以降の月数で割つてあります。なお、各月10円未満の端数は、最初の納期の月に加えてあります。

3 保険料の納付義務者

納付義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯員に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主が納付義務者となります。

4 保険料の納期限等

毎月末日が納期限です。ただし、末日が区の休日に当たるときは区の休日の翌日が納期限になります。納期限までに保険料を納めていないときは延滞金を加算する場合があります。また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに保険料を納めないときは、滞納処分する場合があります。

5 特別徴収(年金引き落とし)の仮徴収と本徴収

継続して特別徴収となつている方は、当該年度保険料額の確定が 6 月となるため、次のように引き落としいたします。

- (1) 4、6、8月期分の保険料(仮徴収)
 - 前年度の2月期分の保険料額と同額を徴収いたします。
- (2) 10、12、2月期分の保険料(本徴収) 当該年度保険料額を確定した後、確定した年度保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて引き落としいたします。
- 6 保険料額の減免

災害その他特別な事情により生活が著しく困難となつたため、保険料を納めることができない場合には減免の制度がありますので、御相談ください。

7 納付場所

銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合(杉並区指定金融機関・特別区公金収納取扱店)、東京都・山梨県・関東各県所在のゆうちよ銀行及び郵便局、国保年金課、区内各区民事務所並びに次のコンビニエンスストア各店

8 会計項目

会計	款項	目			
国民健康保険事業会計	国民健康保険料	国民健康保険料			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます.

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第23号様式を次のように改める。

国民健康保険料減免(承認・不承認)決定通知書											
										第 年 月	号 日
;	杉並区	様	丁目	番	号方						
(一) 杉並区長						区長		印			
記	年 月 日付けで申請のあつた保険料の減免について、審査の結果下 記のとおり決定したので通知します。										
日口	07 C 40	9 K E C I		く地がしより	0						
	記										
	決 定 内 容										
年	度 区 分 年度(年度相当分)										
承	免除	決定前	保	険 料 総 額	頁	um.					
		決定額					月	4月	5月	6月	7月
			減免する金額				割				
							納	8月	9月	10月	11月
認減額	減額		減免後の				付	10日	1 日	ΩЯ	າ ⊞
		保険料総額				額	12月	1月	2月	3月	
不	承認	理由									
備	考										

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第17号様式及び第23号様式の規定は、令和6年度分の保険料から 適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

杉並区指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第24号

杉並区指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域 密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関す る規則の一部を改正する規則

杉並区指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年杉並区規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第115条の12第1項」を「、第115条の12第1項 及び第115条の22第1項」に改め、「指定地域密着型サービス事業所・指定居 宅介護支援事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書(第1号様 式)に」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第3条を削る。

第4条第1項中「及び第115条の21」を「、第115条の21及び第115条の31」に改め、「指定地域密着型サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書(第5号様式)に」を削り、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条中「第2条から前条までの規定による指定、指定の更新及び」を「前2条の規定による指定及び指定の更新、法第78条の5第1項、第82条第1項、第115条の15第1項及び第115条の25第1項の規定による変更及び再開の届出の受理、法第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の15第2項及び第115条の25第2項の規定による廃止及び休止の届出の受理並びに法第78条の8の規定による指定の辞退の」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第1号様式から第7号様式までを削る。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式から第7号様式までによる用紙で、 現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条 例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第25号

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条 例施行規則(平成25年杉並区規則第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第26条に次の1項を加える。

- 3 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。
 - (1) 条例第149条において準用する条例第106条の2に規定する委員会に おいて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図 るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事 項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において 「介護機器」という。)の定期的な点検
 - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

附則

杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準 に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第26号

杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例施行規則(平成25年杉並区規則第49号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第6条第4項に規定する電磁的方法を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第27号

杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第6条第 4項に規定する電磁的方法を定める規則の一部を改正する規則

杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第6条第4項に規定する電磁的方法を定める規則(平成27年杉並区規則第26号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例施行規則 の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第28号

杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例施行 規則の一部を改正する規則

杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例施行規則 (平成30年杉並区規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条中「が35」を「(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における条例第4条に規定する規則で定める基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1人以上とする。

第4条第1項中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

地価公示図書の閲覧に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第29号

地価公示図書の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

地価公示図書の閲覧に関する規則(昭和45年杉並区規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「杉並区都市整備部市街地整備課」を「杉並区都市整備部管理課」に改める。

第5条中「都市整備部市街地整備課長」を「都市整備部管理課長」に改める。

附則

杉並区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第30号

杉並区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の職名に関する規則(昭和46年杉並区規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1号中「一般事務」を「一般事務 ICT」に改める。

附則

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第31号

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区特別区税条例施行規則(昭和40年杉並区規則第3号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「第2条の2」を「第2条」に改める。

第2条の2を削る。

附則

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第32号

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則附則 第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前 の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則(平成27年杉並区規則第112号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則(平成26年杉並区規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「都民税」の次に「並びに森林環境税」を加える。

附則

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則を 公布する。

令和6年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第33号

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規 則

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則(平成28年杉並区規則 第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「都民税」の次に「並びに森林環境税」を加える。

附則

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第34号

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区児童育成手当条例施行規則(昭和46年杉並区規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附則

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第35号

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成2年杉並区規 則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附則

杉並区放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第36号

杉並区放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の一部を改正する規則 杉並区放課後児童健全育成事業の届出に関する規則(平成27年杉並区規則第4 7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第36条の32の2」を「第36条の32の6」に改める。

第4条中「第36条の32の3」を「第36条の32の7」に改める。

第1号様式中「・・回」を削り、「第36条の32の2」を「第36条の32の6」 に改める。

第2号様式中「圓」を削る。

第3号様式中「圓」を削り、「第36条の32の3」を「第36条の32の7」 に改める。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式から第3号様式までによる用紙で、現に残存するものは、 所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第37号

杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立公園条例施行規則(昭和51年杉並区規則第37号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「第19条」を「第21条」に改める。

第5条中「含む。)」の次に「及び第21条の9第3項」を加える。

第19条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第21条の13第2項」の次に「及び第4項」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第21条の13第1項」を「第21条の13第3項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第21条の13第1項に規定する物件を設けない占用の許可状況 第19条の次に次の2条を加える。

(利用料金の収受方法)

第20条 条例第21条の13第5項に規定する利用料金(同条第2項に規定する 物件を設けない占用に係るものに限る。)は、占用の開始の前に収受するものと する。

(指定管理者に関する読替え)

第21条 条例第21条の7の規定により指定管理者が同条第1号に掲げる業務を行う場合についての第4条、第13条及び第14条の規定の適用については、第4条及び第13条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第14条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「条例第19条(条例第23条第1項及び第31条第1項において準用する場合を含む。)」とあるのは「条例第21条の13第7項において準用する条例第19条」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「区長」とあるのは「指定管理者」とする。

第2号様式及び第3号様式中「あて」を「宛」に改め、「⑩」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条の規定は、令和6年度以後に行う管理の業務に係る事業報告 書について適用し、令和5年度に行う管理の業務に係る事業報告書については、 なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に 残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園及び杉並区立角川庭園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第38号

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園及び杉並区立角川庭園の管理運営 に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園及び杉並区立角川庭園の管理運営に関する規則(昭和56年杉並区規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

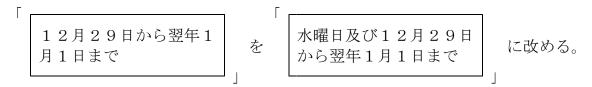
2 前項の規定にかかわらず、杉並区立公園条例(昭和51年杉並区条例第27号。 以下「条例」という。)第11条第1項の規定により条例別表第5に規定する物 件を設けない占用の許可を受けた者は、大田黒公園及び角川庭園の休園日及び開 園時間以外の時間においても、当該公園(条例別表第6に規定する施設を含 む。)を占用することができる。

第5条第1項中「杉並区立公園条例(昭和51年杉並区条例第27号。以下「条例」という。)」を「条例」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第1項中「使用料」の次に「又は占用料(茶室等に係るものに限る。以下「使用料等」という。)」を加え、同項第6号中「免除」を「減額又は免除」に改め、同条第2項中「使用料の」を「使用料等の」に、「使用料・利用料金減額・免除申請書」を「使用料等・利用料金減額・免除申請書」に改める。

第11条中「及び第2項ただし書」を「、第3項ただし書及び第5項」に、「第8条の見出し中「使用料」を「第8条の見出し中「使用料等」に、「第21条の13第5項」を「第21条の13第7項」に、「、「使用料」とあるのは「利用料金」を「、「使用料又は占用料(茶室等に係るものに限る。以下「使用料等」という。)」とあるのは「利用料金(茶室等に係るものに限る。以下この条において同

じ。)」に、「同条第2項中「使用料」を「同条第2項中「使用料等」に改める。 別表第1及び別表第2中



第1号様式中「杉並区長」を削る。

第4号様式中「使用料・利用料金減額・免除申請書」を「使用料等・利用料金減額・免除申請書」に、「承認された使用」を「承認・許可された使用・占用」に、「使用料・利用料金の」を「使用料等・利用料金の」に、「使用目的」を「使用・占用目的」に、「使用日時」を「使用・占用日時」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第4号様式による用紙で、現に 残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第39号

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則 杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則(平成13年杉並区規則第63 号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「政策経営部区政経営改革担当部長」を「政策経営部区政イノベーション担当部長」に改める。

附則

杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第40号

杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則(昭和62年杉並区規則第52号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「政策経営部デジタル戦略担当部長(以下「デジタル戦略担当部長」を「政策経営部区政イノベーション担当部長(以下「区政イノベーション担当部長」に改め、同条第2項中「デジタル戦略担当部長」を「区政イノベーション担当部長」に改める。

第4条第1項中「、杉並区個人情報の保護に関する規則(令和5年杉並区規則第21号)第23条の規定により杉並区デジタル化推進本部」を「策定し、別に定めるところにより設置する杉並区区政イノベーション本部」に、「付議し、策定」を「報告」に改める。

第5条第1項中「又は変更」を「変更し、又は廃止」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、軽微な事務処理の変更その他の別に定めるものについては、この限りでない。

第5条第3項を次のように改める。

3 情報システム担当課長は、第1項の規定による申請を承認したときは、これを 本部に報告しなければならない。

第5条第4項を削る。

第6条を次のように改める。

(中央電子計算組織処理業務報告)

第6条 情報システム担当課長は、中央電子計算組織により処理した業務について、 当該年度終了後、その電算処理状況を本部に報告しなければならない。

第11条第1項中「設置し」の次に「、若しくは廃止し」を加え、「若しくは変更」を「変更し、若しくは廃止」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、軽微な事務処理の変更その他の別に定めるものについては、この限りでない。

第11条第3項を次のように改める。

- 3 情報管理課長は、第1項の規定による申請を承認したときは、これを本部に報告しなければならない。
 - 第11条第4項を削る。

附則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第41号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する 規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年杉並区規則第107号)の一部を次のように改正する。

第16条の2を第16条の2の2とし、第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 条例別表第1の15の2の項に規定する規則で定める事務は、子ど もショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務とする。

第55条の2中「別表第2の39の2の項」を「別表第2の39の2の2の項」 に改め、同条を第55条の2の2とし、第55条の次に次の1条を加える。

- 第55条の2 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める事務は、子ど もショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務とする。
- 2 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民 税又は特別区民税に関する情報とする。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第42号

杉並区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

杉並区個人情報の保護に関する規則(令和5年杉並区規則第21号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(区政イノベーション本部における審議等)」に改め、同条中「区の機関が管理する電子計算組織による処理の年間運営計画に関すること並びに当該電子計算組織による処理業務その他当該電子計算組織の運営」を「電子計算組織(区の機関が管理するものに限る。以下この条において同じ。)の管理運用に関する基本方針並びに電子計算組織の管理運営」に、「杉並区デジタル化推進本部」を「杉並区区政イノベーション本部」に改め、同条に次の1項を加える。

2 電子計算組織による事務処理の年間運営計画、電子計算組織による事務処理の 状況及び電子計算組織による処理業務については、杉並区電子計算組織の管理運 営に関する規則(昭和62年杉並区規則第52号)で定めるところにより、杉並 区区政イノベーション本部に報告するものとする。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第43号

杉並区公印規則の一部を改正する規則

杉並区公印規則(昭和37年杉並区規則第14号)の一部を次のように改正する。 別表第1の4 専用杉並区長印の部11の項の次に次のように加える。

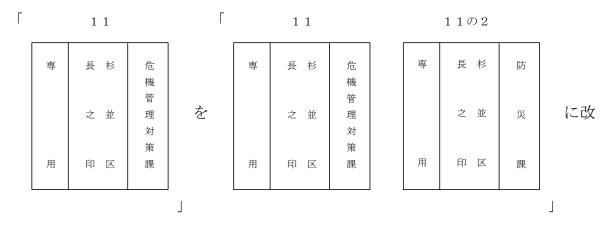
1102	同	同	消防団長の任免及び消防 団長以外の消防団員の任 免に係る承認に関する事 務その他の防災課事務専 用	総務部危機管理 室防災課長
------	---	---	---------------------------------------------------------------	------------------

別表第1の4 専用杉並区長印の部28の項中「地区計画及び」を「景観に関する事務、地区計画及び」に改め、「、不燃化促進住宅に係る事務」を削り、同部29の項中「、自転車駐車場の使用許可、自転車置場の自費工事施工承認、放置自転車の撤去等、民営自転車駐車場及び民営バイク駐車場の育成並びに自転車駐車場等境界確認に係る事務」を削り、同部31の項中「、私道整備事務」を削り、同部35の項中「杉並福祉事務所で行う福祉」を「生活保護に関する事務、母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事務、行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事務その他の杉並福祉事務所」に改め、同部38の項中「道路」を「私道整備事務、道路」に改め、同表の6 専用杉並区長職務代理者印の部43の項の次に次のように加える。

43の2 同 同	(公印番号11の2に同じ。)	総務部危機管理 室防災課長
----------	----------------	------------------

別表第1の11 杉並区部長(室長、担当部長)印の部76の項中「政策経営部 区政経営改革担当部長印」を「政策経営部区政イノベーション担当部長印」に、 「同部デジタル戦略担当部長印は同部デジタル戦略担当課長」を「同部施設マネジ メント担当部長印は同部施設マネジメント担当課長」に改める。

別表第2中



める。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正後の別表第1の4 専用杉並区長印の部8の2 の項に規定する用途に相当する用途に供するため、改正前の第7条第1項の規定により改正前の別表第1の4 専用杉並区長印の部29の項の規定により調製された公印の印影を印刷された文書等については、改正後の第7条第1項の規定により改正後の別表第1の4 専用杉並区長印の部8の2の項の規定により調製された公印の印影を印刷された文書等とみなして、なお使用することができる。

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第44号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成11年杉並区規則第37 号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中

改め、「営繕課」の次に「、経理課」を加え、同表の2の項中「福祉事務所に勤務する職員が、」を「障害者施策課に勤務する職員が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に定める業務に従事するため家庭等を訪問したとき、福祉事務所に勤務する職員が」に改め、「(昭和24年法律第283号)」、「(昭和22年法律第164号)」、「(昭和35年法律第37号)」及び「、高齢者在宅支援課に勤務する職員が介護保険法若しくは老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める業務に従事するため家庭等を訪問したとき」を削り、「又は高齢者施策課若しくは」を「高齢者施策課及び」に、「とき。」を「とき、高齢者

在宅支援課に勤務する職員が介護保険法若しくは老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める業務に従事するため家庭等を訪問したとき又は子ども家庭支援課に勤務する職員が児童福祉法に定める業務に従事するため家庭等を訪問したとき。」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第45号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を 改正する規則

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年杉並区規則第36号)の一部を次のように改正する。

第9条中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) ボランティア休暇

第9条中第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 災害休暇

第9条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 生理休暇(1回について、引き続く2日を限度とする。)

第21条第1項第1号中「当該フルタイム会計年度任用職員が任用される」を「引き続いて任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。)が6月に満たず、かつ、」に、「において、」を「において」に改め、同項第6号中「6箇月」を「6月」に改め、同条第2項第7号中「平成19年杉並区条例第11号」の次に「。以下「学校教育職員給与条例」という。」を加え、同条第3項第1号中「当該パートタイム会計年度任用職員が任用される」を「引き続いて任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。)が6月に満たず、かつ、」に、「において、」を「において」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当の支給対象外職員)

第21条の2 条例第16条の2第1項前段の規則で定めるフルタイム会計年度任 用職員(同条第3項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により勤勉手 当を支給しないこととされるフルタイム会計年度任用職員を除く。)は、フルタ イム会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 引き続いて任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。)が 6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間(区の任命権者に 任用される期間に限る。)が通算して6月に満たないフルタイム会計年度任用 職員(任命権者が別に定める者を除く。)
- (2) 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム会計年度任用 職員(次項第4号又は第25条の2の規定の適用を受ける者を除く。)
- (3) 法第28条第2項各号又は休職規則第2条第3号若しくは第4号(同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定に該当して休職にされているフルタイム会計年度任用職員
- (4) 法第29条の規定により停職にされているフルタイム会計年度任用職員
- (5) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けているフルタイム会 計年度任用職員
- (6) 育児休業中のフルタイム会計年度任用職員のうち、支給期間において勤務 した期間があるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職 員
- 2 条例第16条の2第1項後段の規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、 フルタイム会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 退職し、又は死亡した日において前項第1号及び第3号から第6号までの 規定のいずれかに該当したフルタイム会計年度任用職員
 - (2) 法第28条第1項の規定により免職されたフルタイム会計年度任用職員
 - (3) 法第29条の規定により免職されたフルタイム会計年度任用職員
 - (4) 退職後新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム会計年度任用職員
 - (5) 退職後引き続いて給与条例の適用を受けることとなった者
 - (6) 退職後引き続いて幼稚園教育職員給与条例の適用を受けることとなった者
 - (7) 退職後引き続いて学校教育職員給与条例の適用を受けることとなった者
- 3 条例第30条の2第1項前段の規則で定めるパートタイム会計年度任用職員 (同条第3項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により勤勉手当を支 給しないこととされるパートタイム会計年度任用職員を除く。)は、パートタイ ム会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 引き続いて任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。)が 6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間(区の任命権者に 任用される期間に限る。)が通算して6月に満たないパートタイム会計年度任 用職員(任命権者が別に定める者を除く。)
- (2) 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム会計年度任 用職員(次項第4号又は第25条の2の規定の適用を受ける者を除く。)
- (3) 法第28条第2項各号又は休職規則第2条第3号若しくは第4号(同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定に該当して休職にされているパートタイム会計年度任用職員
- (4) 法第29条の規定により停職にされているパートタイム会計年度任用職員
- (5) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けているパートタイム 会計年度任用職員
- (6) 育児休業中のパートタイム会計年度任用職員のうち、支給期間において勤務した期間があるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員 任用職員
- (7) 1週間当たりの勤務日数が2日以下で、かつ、1週間当たりの勤務時間が 15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員
- 4 条例第30条の2第1項後段の規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、 パートタイム会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 退職し、又は死亡した日において前項第1号及び第3号から第7号までの 規定のいずれかに該当したパートタイム会計年度任用職員
 - (2) 法第28条第1項の規定により免職されたパートタイム会計年度任用職員
 - (3) 法第29条の規定により免職されたパートタイム会計年度任用職員
 - (4) 退職後新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム会計年度任用 職員

第22条中「前条第1項第6号」を「第21条第1項第6号」に改め、同条第2号中「前条第1項第4号」を「第21条第1項第4号」に改め、同条第4号中「第2条第1項第1号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、職員団体若しくは労働組合の会合その他の業務(同号ウ又はエに掲げるものに限る。)に参加していた期間(以下「職員団体会合等参加期間」という。)又は同項第4号」を

「第2条第1項第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前条第1項第6号及び同条第3項第6号の勤務した期間は、次に掲げる期間以 外の期間とする。
 - (1) 育児休業中の会計年度任用職員として在職した期間
 - (2) 前条第1項第4号及び同条第3項第4号に掲げる会計年度任用職員として 在職した期間
 - (3) 休職にされていた期間
 - (4) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第1 0条第3項の規定による承認を受けていない期間(講演等を行った期間を除 く。)
 - (5) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
 - (6) 会計年度任用職員勤務時間規則第30条に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。)により勤務しない期間
 - (7) 会計年度任用職員勤務時間規則第34条に規定する組合休暇(以下「組合休暇」という。)により勤務しない期間

第23条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当の支給割合)

- 第23条の2 条例第16条の2第2項及び第30条の2第2項の規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間(以下「勤務期間」という。)におけるその者の欠勤等日数の区分に応じ、杉並区職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年杉並区規則第22号)別表第1に定める割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。
- 2 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、任命権者が特別区人事委員会の承認を得て定める割合とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務期間において、教特法第14条に掲げる事由 に該当して休職にされている期間(以下「結核休職期間」という。)のある会計 年度任用職員の支給割合は、勤務期間におけるその者の次の各号に掲げる会計年 度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める割合に前項に規定する成績率を乗じ て得た割合とする。
 - (1) 欠勤等日数が70日未満の者 100分の100

- (2) 欠勤等日数が70日以上の者(次号及び第4号に掲げる者を除く。) 1 00分の80
- (3) 欠勤等日数が70日以上で、勤務期間中の結核休職期間以外の期間に第24条の2第1項に規定する欠勤等の期間(結核休職期間を除く。)及び同条第3項に規定する部分休業等により勤務しない時間がない者(次号に掲げる者を除く。) 100分の100
- (4) 勤務期間中に第24条の2第1項に規定する欠勤等の期間以外の期間がない場合又は勤務期間中に同項に規定する欠勤等の期間及び同条第3項に規定する部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間(次条第1項に規定する週休日等を除く。)から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となる者 0

第24条の見出しを「(期末手当の欠勤等日数)」に改め、同条第1項中「前条」を「第23条」に改め、「。以下」の次に「この条及び第25条において」を加え、「があるときは」を「があるときは、」に改め、同項第5号ア中「平成4年杉並区条例第1号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同号イ中「杉並区職員の育児休業等に関する条例」を「育児休業条例」に改め、同項第6号中「職員団体会合等参加期間、」を削り、同条第3項中「規定する部分休業」の次に「(以下「部分休業」という。)」を加え、「以下」を「第25条において」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(勤勉手当の欠勤等日数)

- 第24条の2 第23条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条の2において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第8号に掲げる期間にあっては、2日)として換算した日数(1日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。
 - (1) 法第28条第2項各号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員として在職した期間
 - (2) 休職規則第2条第3号及び第4号(同条第1号及び第2号に準ずる場合を

- 除く。)の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員として在職した 期間
- (3) 第21条の2第1項第4号及び同条第3項第4号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- (4) 第21条の2第1項第5号及び同条第3項第5号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- (5) 育児休業(次に掲げるものを除く。)中の会計年度任用職員として在職した期間
 - ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に 係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間) が1月以下であるもの
 - イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育 児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を 合算した期間)が1月以下であるもの
- (6) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第1 0条第3項の規定による承認を受けていない期間(講演等を行った期間を除 く。)
- (7) 組合休暇により勤務しない期間
- (8) 会計年度任用職員勤務時間規則第15条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)により勤務しない期間(次号に掲げる期間を除く。)
- (9) 引き続く7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間(以下「短期の病気休暇の期間」という。)のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間(短期の病気休暇の期間の初日の属する月(当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月)の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。)
- (10) 会計年度任用職員勤務時間規則第25条に規定する生理休暇により勤務 しない期間(条例第9条第1項の規定により給与が減額される期間並びに条例 第23条第1項又は第2項の規定により報酬が減額される期間及び同条第3項

の規定により報酬が支給されない期間に限る。)

- (11) 介護休暇により勤務しない期間
- (12) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
- (13) 結核休職期間
- 2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある会計年 度任用職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等 に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の 所定の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義 務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受 けていない時間(講演等を行った期間を除く。)に係るものに限る。)、病気休 暇、介護休暇、会計年度任用職員勤務時間規則第32条に規定する介護時間(以 下「介護時間」という。)若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等 の取扱いを受けた時間又は部分休業により勤務しない時間(第25条の2におい て「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、任命権者が別 に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した 日数又は勤務しない時間に加算する。
- 4 第1項及び前項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(パートタイム会計年度任用職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用職員勤務時間規則第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数(以下「パートタイム会計年度任用職員に係る算出率」という。)で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。
- 5 第3項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、そ

れぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間 (パートタイム会計年度任用職員として在職した期間において介護時間又は部分 休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム会計年度任用職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45 分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

6 パートタイム会計年度任用職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する 第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務 しない時間を会計年度任用職員勤務時間規則第2条第2項の規定により定められ たその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数で除して得た時 間」とする。

(減額率)

- 第24条の3 勤務期間において次に掲げる事由(以下「減額事由」という。)がある者に対する第23条の2第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じて得た割合に100分の100から杉並区職員の勤勉手当に関する規則別表第2に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。
 - (1) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。
 - (2) 法第29条の規定により停職にされたこと。
 - (3) 法第29条の規定により減給にされたこと。
 - (4) 法第29条の規定により戒告にされたこと。
- 2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(パートタイム会計年度任用職員として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間をパートタイム会計年度任用職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の所定の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを任命権者が別に定めるところにより日に換算する。
- 3 前2項の規定により算定した支給割合に1,000分の10未満の端数がある

ときは、その端数を切り捨てるものとする。

第25条の見出し中「欠勤等日数」を「期末手当の欠勤等日数」に改め、同条中「前2条」を「第23条及び第24条」に改め、同条第3号中「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」を「学校教育職員給与条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当の欠勤等日数の算定の特例)

第25条の2 給与条例適用職員等が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員(基準日又は基準日前1月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用職員となった者を除く。)となった場合においては、条例適用前の区の職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の所定の勤務時間に相当する時間、部分休業等により勤務しない時間に相当する時間及び減額事由に相当する事由を、それぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1日の所定の勤務時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由とみなして、第23条の2、第24条の2及び第24条の3の規定を適用する。

第26条の見出し中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第1項中「第16条第2項」の次に「及び第16条の2第2項」を加え、「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第2項中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第3項中「第30条第2項」の次に「及び第30条の2第2項」を加え、「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改める。

第27条の見出し中「期末手当の」を削り、同条第1項中「及び」を「、第16条の2第1項、」に改め、「第30条第1項」の次に「及び第30条の2第1項」を加え、「期末手当の」を削り、同項第1号及び第2号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第28条第5項に次の1号を加える。

(4) 条例第30条の2に規定する勤勉手当の額の算出の基礎となる地域手当に 相当する報酬額

附則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条第11号の規定は、杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年杉並区規則第35号)第25条の規定による生理 休暇の期間が令和6年4月1日の前後にまたがっている場合には、同日以後の期間について適用し、同年3月31日以前の期間については、なお従前の例による。 杉並区役所庁内管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第46号

杉並区役所庁内管理規則の一部を改正する規則

杉並区役所庁内管理規則(平成5年杉並区規則第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「凶器」を「銃器、凶器、爆発物」に改め、同項第8号中「立看板」の次に「、プラカード、旗、のぼり」を加え、同項第9号中「縄張り等」を「縄張等」に改め、同項第10号中「損壊する」を「損壊し、又は汚損する」に改め、同項第13号を同項第17号とし、同項第12号中「乱暴な言動をする」を「長時間にわたる対応を要求する」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (15) 職員又は他の外来者に対して、大声を出して威圧する等の乱暴な言動をし、又は嫌悪の情を催させ、若しくは恐怖の念を抱かせるような言動をすること。
- (16) 正当な理由なく、執務時間(杉並区の執務時間に関する規則(平成元年 杉並区規則第13号)第1条に規定する杉並区の執務時間をいう。以下同 じ。)外に庁舎内にとどまること。

第5条第1項第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 写真の撮影、録音、録画、放送、インターネットを利用した配信その他 これらに類する行為(区長が別に定めるものを除く。)をすること。
- (13) 泥酔し、又はめいていした状態で庁内に立ち入り、職員の職務の遂行を 妨げ、又は他の外来者の迷惑となるような行為をすること。

第5条第2項中「第12号及び第13号」を「第10号及び第13号から第17号まで」に改め、同条第5項中「あたって」を「当たって」に、「つける」を「付す」に改める。

第6条中「立看板」の次に「、プラカード、旗、のぼり」を加える。

第8条中「杉並区の執務時間に関する規則(平成元年杉並区規則第13号)第1

条に規定する杉並区の執務時間(以下「執務時間」という。)」を「原則として、 執務時間」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第47号

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

杉並区児童福祉法施行細則(昭和40年杉並区規則第16号)の一部を次のよう に改正する。

第2条の5第1項中「医療型児童発達支援」を「法第21条の5の29第1項に 規定する肢体不自由児通所医療」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(家庭支援事業の措置の手続)

- 第3条の2 区長は、法第21条の18第2項の規定による措置をとることを決定 したときは、家庭支援事業措置決定通知書(第4号の25様式)により通知しな ければならない。
- 2 区長は、前項の措置を解除し、又は変更することを決定したときは、家庭支援 事業措置解除・変更決定通知書(第4号の26様式)により通知しなければなら ない。

第4号の5様式を次のように改める。

(表)

児童通所給付費支給申請書

杉並区長 宛

次	のと	おり	申請	します。	申請年月日		年	月	日
申	フ	リガ	· ナ		生年月日		年	月	日
請	氏		名		個人番号				
者	居	住	地	₸	電話番号	크. プ			
フ	リ	ガ	ナ		生年月日		年	月	日
支糸	 合申i	青に存	系る		個人番号				
児	童	氏	名		続 柄				
	1								
申	あっ	ては言	きるも	らのにチェックロを付けてく	ごさい。				
請する		コ <i>リ</i>	己童多	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
申請するサー] 方	女課後	後等デイサービス					
ビス]	宇宅記	方問型児童発達支援					
の種類等			R 育原	听等訪問支援					
等	備	考							
ΙĦ	去士	+ 本土	III ⇒1.	両フル温売去採針両な作出す	フセムシン	冊ぶた:	てしもり	4 (番)	記古塔

児童支援利用計画又は通所支援計画を作成するために必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容、医師の診断書等の全部又は一部を、区から児童支援利用計画及び通所支援計画を作成する事業者の関係人に提供することに同意します。

申請者氏名

申請書	提出者	1	申請者本人 →下欄を記入す	上る必要は あ	ありません 。
(該当する	番号に○)	2	申請者本人以外→下欄を記入し	_し てください	\ °
フリ	ガナ			申請者と	
氏	名			の関係	
住	所		電話番号		

		(
	サービス	のサービスの種	類と内容等	
用の状況	サービス	の施設名等		
身体障害者 手 帳 番 号	愛の手帳 番 号		清神障害者保健 百祉手帳番号	
施設を利用する方 れる健康保険(肢 児通所医療希望者 入)	体不自由 傚保陝右		と険者名及び と険者番号	
(あてはまる □1 生活保護 □2 区市町村 ※ 肢体不自 に併せてチョ □① 利用者 万円以下 □② ①以外。 □3 区市町村	適用を申請します。 ものに手に対します。 ものに手に関する者 民税非課税世帯に受ける 民税のの合計所得金額 がある。 の者 の者 民税課税世帯(世帯の 民税課税世帯(世帯の	する者 ようとする場合 どさい。 及び障害者基礎 の所得割合算額	hは、①又は②の 性年金等の収入の 類が28万円未満	つ合計額が80歯)に属する者
□ 4 区市町村	民税課税世帯(世帯の	の所得割合算額	質が28万円以」	上)に属する者
Ⅱ 多子軽減措置の子軽減措置のにあるでは市者のでは市者のでは市者のではではできるのではできるではできるではできるではできるではできるではできるで	適用を申請します。 ものにチェック囚を付 民税課税世帯(世帯の 者と生計を一にするり 者と生計を一にするり	寸けてください の所得割合算額 見童等(負担額 見童等(負担額 の所得割合算額 学前児童のうち	N。) 類が77,101 類算定基準者)の 類算定基準者)の 類が77,101 数第2子に該当す	つうち第2子に つうち第3子以 1円以上)に属 ける者
Ⅲ 生活保護への 以下の生活保 □ 1 負担上限 □ 2 補足給付	行予防措置のみ該当で 移行予防措置に関する 護への移行予防措置を 額の減額 の特例措置 が発行する境界層対象	る認定 を申請します。		
いずれも、事実関	係を確認できる書類を	を添付して申請	責してください。	
主治医の氏名		医療機関名	1	
主治 所在地	Ŧ	電話	香号	

第4号の7様式中「指定児童通所支援又は」を「指定通所支援又は」に、「指定児童通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「医療型児童発達支援」を「肢体不自由児通所医療」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定障害児通所支援事業者」に、「指定児童通所支援等」を「指定通所支援等」に、「児童通所給付費等の支給」を「障害児通所治付費等の支給」に、「児童通所支援に」を「障害児通所支援に」に改める。

第4号の8様式中「医療型児童発達支援」を「肢体不自由児通所医療」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定障害児通所支援事業者」に、「児童通所給付費」を「障害児通所給付費」に改める。

第4号の13様式を次のように改める。

(表) 児童通所給付費支給変更申請書

杉並区長 宛 次のとおり申請します。

						申請	年月日			年	:	月	日
申	フリカ	ナ				生生	平月 日			ź	F	月	日
請	氏	名				個人	人番号						
者	居住	地	⊩			昼日	 直話番号	<u>=-</u>					
	フリガナ	,				生生	手月日			£	F.	月	日
	給申請に係					個人	人番号						
児	童 氏	名				続	柄						
	本障害者 帳 番 号			療育手帳番 号			精神隨福祉						
	保険者等記 号等(※)	记号	•		保険 ²	首名 及	及び保険	食者看	番号				

※「被保険者等記号・番号等」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、肢体不自由児 通所医療を受けようとする場合に記入してください。

サービス利用の状況	障害福祉関 係サービス	利用中のサービスの)種類と内容等
梦	変更の理由		
変更	あてはまる。 付けてくだる	ものにチェックロを さい。	申請に係る具体的内容
を申請	□ 児童勢	発達支援	
変更を申請するサ	□ 放課征	後等デイサービス	
ービ	□ 居宅記	坊問型児童発達支援	
スの種	□ 保育原	所等訪問支援 	
種類等	備考		

I 負担上限月額に関する認定 以下の区分の適用を申請します。 (あてはまるものにチェック区を付けてください。) □1 生活保護受給世帯に属する者 □2 区市町村民税非課税世帯に属する者 ※ 肢体不自由児通所医療を受けようとする場合は、①又は②のあてはまる方に併せてチェック区を付けてください。 □① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下の者 □② ①以外の者 □3 区市町村民税課税世帯(世帯の所得割合算額が28万円以上)に属する者 □4 区市町村民税課税世帯(世帯の所得割合算額が28万円以上)に属する者
《児童発達支援利用に係る多子軽減措置のみ該当する場合に記載》 ■ 多子軽減措置に関する認定 以下の区分の適用を申請します。 (あてはまるものにチェック区を付けてください。) □1 区市町村民税課税世帯(世帯の所得割合算額が77,101円未満)に属する者 □ ①申請者と生計を一にする児童等(負担額算定基準者)のうち第2子に該当する者 □ ②申請者と生計を一にする児童等(負担額算定基準者)のうち第3子以降に該当する者 □ ②申請者と生計を一にする児童等(負担額算定基準者)のうち第3子以下のでは該当する者 □ ②申請者の世帯の小学校就学前児童のうち第2子に該当する者 □ ①申請者の世帯の小学校就学前児童のうち第3子以降に該当する者 □ ②申請者の世帯の小学校就学前児童のうち第3子以降に該当する者
《生活保護への移行予防措置のみ該当する場合に記載》 Ⅲ 生活保護への移行予防措置に関する認定 以下の生活保護への移行予防措置を申請します。 □1 負担上限額の減額 □2 補足給付の特例措置 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。

第4号の24様式の次に次の2様式を加える。

家庭支援事業措置決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

杉並区長

児童福祉法第21条の18第2項の規定に基づき、下記のとおり事業を提供するので、 通知します。

記

(児童氏名)

(生年月日)

(保護者氏名)

(提供事業名)

(提供が必要な理由)

(提供事業所)

(主な支援の内容)

(上記支援を提供する期間)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から 起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつ ても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合が あります。

家庭支援事業措置解除·変更決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

杉並区長

児童福祉法第21条の18第2項の規定による事業の提供を下記のとおり解除・変更するので、通知します。

記

(児童氏名)

(生年月日)

(保護者氏名)

(提供事業名)

(解除・変更年月日)

(変更の内容)

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から 起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつ ても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合が あります。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第4号の5様式及び第4号の13様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 改正前の第4号の7様式による児童通所受給者証又は改正前の第4号の8様式による肢体不自由児通所医療受給者証は、当該児童通所受給者証又は当該肢体不自由児通所医療受給者証の給付決定期間の間又は適用期間の間は、それぞれ改正後の杉並区児童福祉法施行細則第4号の7様式による児童通所受給者証又は改正後の第4号の8様式による肢体不自由児通所医療受給者証とみなす。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を 公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第48号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規 則

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年杉並区規則 第26号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関及び同法」を削り、「障害児入所施設」の次に「及び同条第2項に規定する指定発達支援医療機関」を加える。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の 一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第49号

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細 則の一部を改正する規則

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成18年杉並区規則第66号)の一部を次のように改正する。

第12条中「特例訓練等給付費」の次に「・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費」を加える。

第14条の3第1項中「特例特定障害者特別給付費支給申請書(第17号の2様式)」を「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「特例特定障害者特別給付費支給(不支給)決定通知書(第17号の3様式)」を「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給(不支給)決定通知書」に改める。

第14条の4中「特定障害者特別給付費支給額変更決定通知書(第17号の4様式)」を「支給(給付)変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書」に改める。

第14条の13第1項中「特例地域相談支援給付費支給申請書(第17号の7様式)」を「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「特例地域相談支援給付費支給(不支給)決定通知書(第17号の8様式)」を「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給(不支給)決定通知書」に改める。

第7号様式を次のように改める。

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給(給付)変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書

> 第 号 年 月 日

様

杉並区長

印

年 月 日に申請のあった((介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)の(支給 給付)の変更)(及び)(利用者負担額の減額・免除の変更)について、((障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第24条)(第51条の9))(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の5))の規定に基づき下記のとおり決定したので、通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援受給者証番号
支給(給付)決定 障害者(保護者) 氏 名		支給決定に係 る児童氏名
変更年月日		
変更の内容	変更前	
及火切的谷	変更後	

受給者証を 提出先 に提出してください。

提出期限

年 月 日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審 査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁 決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起 することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや 処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

第12号様式(第12条、第14条の3、第14条の13関係)

特例介護給付費·特例訓練等給付費·特例特定障害者特別給付費·特例地域相談支援給付費 支給申請書

杉並区長 宛

年 月 日

次のとおり(特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・ 特例地域相談支援給付費)の支給を申請します。

フ	IJ	ガ	ナ							障	害	畐祉	サー	- Ľ	ス受	き給?	者記	:番	号
申	請す	者 氏	名							坩	地域	相彰	炎	援	受給	含者	証者	昏号	<u>t</u> .
生	年	月	日	年	月	日	個人番	号											
居	\f	主	地	₹															
白	Ţ	I.	ΣĽ				霍	話番	\$号										
フ	IJ	ガ	ナ			糸	売	柄											
支統		 定に6	系る				上 年 月	日					年	Ē.		月			Ħ
児	童	氏	名			作	固人番	号											
定		者特別		・特例訓練等 寸費・特例±													_	F	円
申	請書	提出	者	□申請者本	人	□申訃	青者本人	、以夕	/ (下の	欄	乙言	2ノ	()					
フ	IJ	ガ	ナ						申	請	者								
氏			名							の関									
居	<u>{</u>	È	地	Ŧ				雪貝	 話:	番号									
F	·記の	(特	- :例介	護給付費	特例訓練	東等給	·什費	特例	_ [特]	字[] 	害る	 学供	早月	- [給	什	書	华	寺仔	河

上記の(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例 地域相談支援給付費)を下記の口座に振り込んでください。

				銀行			本店	種目			F	座番	号		
	信用金庫 信用組合 農協				支店 支所 出張所		1 普通預金 - 2 当座預金 - 3 その他								
口座振替	金融機関コード			店舗コード		<u>az.</u>									
依頼書								0 (1)							
	フリガナ					l		<u>l</u>	l .	l .	<u>l</u>	l .	<u>l</u>		
		口座名	名義人												

(注意) この申請書に該当月分の領収証及びサービス提供証明書を添付してください。

第13号様式(第12条、第14条の3、第14条の13関係)

特例介護給付費·特例訓練等給付費·特例特定障害者特別給付費·特例地域相談支援給付費 支給(不支給)決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

杉並区長

印

さきに申請のあった(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費)については、下記のとおり決定したので、通知します。

訂

障害福祉サービス 受給者証番号				地域相談支持受給者証番号				
申請者氏名								
					1			
受付年月日	年	月	日	決定年月日		年	月	目
(特例介護給付費 障害者特別給付費	特例訓練等給 特例地域相認 申請額							円
支給決定の 内容								
支 給	□する	口しな	とい	支給金額				円
不支給・減額 の理由								

(数示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審査請 求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起する ことができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者 は、杉並区長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができ ます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を 経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決の あった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起するこ とができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)が あった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分 の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 第17号の2様式から第17号の4様式までを次のように改める。
- 第17号の2様式から第17号の4様式まで 削除 第17号の7様式及び第17号の8様式を次のように改める。
- 第17号の7様式及び第17号の8様式 削除 附 則
- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第12号様式、第17号の2様式及び第17号の7様式による用紙で、 現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第50号

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則

杉並区介護保険に関する規則(平成12年杉並区規則第107号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項第2号中「預貯金」を「別に定める預貯金等」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「扶養されて」の次に「おらず、かつ、当該者と生計を同じくして」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 前2号に掲げるもののほか、別に定める資産を所有していないこと。 第23条の2第1項に次の1号を加える。
- (8) 別に定める施設に入所していないこと。

第23条の2第4項を次のように改める。

- 4 条例第21条の2の規定により保険料を減額するときは、次の各号に掲げる者 に係る保険料は、それぞれ当該各号に定める額に減額するものとする。
 - (1) 条例第13条第1項第1号に該当する者 同項第5号に定める額の4分の 1に相当する額
 - (2) 条例第13条第1項第2号に該当する者 同条第2項第1号に定める額
 - (3) 条例第13条第1項第3号に該当する者 同条第2項第2号に定める額 第12号の2様式を次のように改める。

第12号の2様式(第23条の2関係)

介護保険料特例減免申請書 (年度)

フリガナ												
被保険者 氏 名			ì	被保険者都	番号							
生年月日		年)	月日	被保険者個人番号								
世帯主氏名				世 帯 主個人番号								
住	所											
減額する保険料額 及 び 納 期 限		年 月~ 月分 円納] 納其	期限						
減免す 給月 (る保険 (特別徴	料の年金支 収の場合)	年	月~	月							
世帯	氏 名		収入の種類		金額	金額(年額)			備考			
前の			年金・その他 ()			円						
の前年の			年金・その他 ()				円					
-の収入状況			年金・その他 ()			円						
			年金・その船	拉 ()			円					
涗		収	入 合 計				円					
世帯の現在の預貯金等	氏 名		預貯金等の種類		残	残高金額				考		
の 現							円					
在の							<u>円</u>					
預							<u>円</u> 円					
金	75 B.4. A. Art. A. 3.1											
等	預貯金等合計						円					
扶養の有無等不動産等及び	1 自	1 自宅の土地及び家屋以外の不動産等を所有していません。						はい・いいえ				
		2 所得税や住民税を納めている人の扶養控除の対象者になっておらず、かつ、生計を同じくしていません。						はい・いいえ				
	3 介護保険施設等の施設に入所していません。							はい・いいえ				
等につ	oいて、 年	F中の世帯の 上記のと‡ 月	の収入及び現在 おり申告し、伊 日(申請年月日	呆険料特例源	成免の申請を	します。	「動産等		夫養	の有	*無	
	申請者 保険者ス	(人本			丁目	, ,	(号、				
代理人	フ	氏名 リガナ			電話番号		<u>(</u>)				
	氏	<u> </u>				続柄						
	住	所	電話番号	()	•						

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条の2第1項及び第4項並びに第12号の2様式の規定は、令和6年度分の保険料(令和6年9月30日以前に改正前の第23条の2第2項の規定による申請を行った場合を除く。)及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料(同日以前に改正前の第23条の2第2項の規定による申請を行った場合に限る。)及び令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第12号の2様式による用紙で、現に残存する ものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第51号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則(平成12年杉並区規則第119号)の一部を次のよう に改正する。

第1条第3号ツ中「第44条の3の2第6項」を「第44条の3の5第6項」に、「第50条の3第6項」を「第50条の6第6項」に改め、同号マ中「第44条の3の2第3項」を「第44条の3の5第3項」に改め、同号ミ中「第44条の3の3」を「第44条の3の6」に改め、同号中「第50条の3第3項」を「第50条の6第3項」に改め、同号エ中「第50条の4」を「第50条の7」に改める。

附則

杉並区水道法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第52号

杉並区水道法施行細則の一部を改正する規則

杉並区水道法施行細則(平成16年杉並区規則第44号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第16号様式中「あて」を「宛」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第3条第1項第7号の規定により同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第53号

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第3条第1 項第7号の規定により同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者を定める規則の一部を改正する規則

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第3条第1項第7号の規定により同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者を定める規則(平成28年杉並区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則

杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部 を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第54号

杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の 一部を改正する規則

杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成 11年杉並区規則第49号)の一部を次のように改正する。

第14条の4中「第38条第8項」を「第38条第10項」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

第9号様式中「国保(一般・退職本人・退職家族)」を「国保」に改める。

第10号様式を次のように改める。

結核医療費公費負担申請書	年 月 日			
杉並以長 知	請者氏名請者住所			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条 の2の相定にトル医療费小费負担を由請します。	電話 () 請者の個人番号 者との関係			
フリガナ 男・女 生年月日 年 月 日 (歳) 患者氏名	保健所記入欄 発生動向調査コード			
住 所 電話	保険の種類			
個人番号	-			
1 社保本人 2 社保家族 3 国保 4 後期高齢 5 生保 (受給中) 保険種類				
添付エックス線写真の枚数 枚 貴院カルテNo.	-			
診 断 書	- 			
I 病 名 1 2 3	診断名			
 II 経 過 (1) 発病の時期 年月日(2) 初診の時期 年月日 (3) 診断の時期 年月日(4) 医療開始時期 年月日 (1) 1 入院中 2 外来治療中 入院年月日 年月日 (2) 入院理由 (結核・結核外[]) (3) 合併症 1 じん肺 2 糖尿病 3 低肺機能 4 肝障害 5 高血圧症 6 その他()(4) 非定型抗酸菌症 1 有 2 無 IV 治療方針 IV 治療方針 1 化学療法のみでよい。 2 一応化学療法を実施した上で、その後の方針を決める。 3 外科的療法を実施する(化学療法では効果が期待できない。)。 4 化学療法、外科的療法とも効果が期待できないが、悪化防止のため化学療法を実施する。 5 その他() 	1 1 肺結核 1 2 結核 1 3 結核 1 4 結核性腺(の節結核 1 5 要 1 4 所 1 5 要 1 5 要 1 6 1 6 1 7 1 7 1 8 1 8 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
V 化学療法終了の時期	- ツベルクリン反応			
1 この申請を最後として化学療法を終了する。 2 治療をなお継続する必要がある。 3 次のように考えるが、感染症の診査に関する協議会の意見を聴きたい(終了・継続)。 化学療法の開始日(年月)(中断又は再治療の場合は再開日)	1 -9 mm以下 2 +1 0 mm以上 3 ++ 硬結 4 +++二重発赤水泡 5 不明 6 未実施			
VI ツベルクリン反応・QFT等	Q F T			
(1) ツベルクリン反応 (最新のもの) <u>×</u> × (×)				
(判定日 年 月 日)	1 陽性 2 判定保留			
(2) ツベルクリン反応陽転時期 年 月 (3) B C G 接種歴 1 有 (年 月ごろ) 2 無 3 不明 (4) リンパ球の菌特異蛋 (たん) 白刺激による放出インターフェロン γ 試験 (Q F T等) 1 陽性 2 判定保留 3 陰性 (実施日 年 月 日)	3 陰性 4 判定不可 5 結果不明 6 未実施			

VII 結核に関する既往医療	保健所記入欄				
(1) 今回の治療 1 ①初回治療 ②継続治療 2 再治療 3 不明	発生動向調査コード				
(2) 再治療の場合、既往医療 年 月~ 年 月 INH RFP PZA SM EB LVFX その他 (): 医療機関名 () 年 月~ 年 月 INH RFP PZA SM EB LVFX その他 (): 医療機関名 ()	治 療 区 分 				
年 月~ 年 月 INH RFP PZA SM EB LVFX その他(): 医療機関名()					
Ⅷ 今回の治療内容					
(1) 化学療法 年 月 日から 抗結核薬()剤使用 1 INH 2 RFP 3 RBT 4 PZA 5 SM 6 EB 7 LVFX 8 KM 9 TH EVM	64 44 78T				
11 PAS 12 CS 13 DLM 14 BDQ 15 その他()	結 核 薬 				
1から15までのうち局所療法に用いるもの() (2) 副腎皮質ホルモン剤の使用の有無 1 有(薬品名) 2 無					
(3) 外科的療法 1 肺結核 2 結核性膿(のう)胸 3 泌尿器結核 4 骨関節結核 5 その他(可取中所ナルエン				
5 その他() 方法等[]	副腎皮質ホルモン				
手術予定(実施)時期(年月日)					
IX 検 査	最 新 途 抹 				
(1) 菌所見 (検査中のものは、当該検査の欄へその旨を御記入ください。) 検体記号 (1-(1)痰 (たん) 1-(2)胃液 1-(3)喉頭粘液 2-(1)気管支洗浄液					
2-(2)経気管支肺生検 3尿 4膿(うみ) 5穿(せん)刺液 6-(1)組織 6-(2)他)					
	1 陽性				
使一体和 年月日 塗抹 培養 病原体 CR法等 (檢体記号)	2 陰性 3 検査中				
// 菌 法() // 菌 法()	4 未実施				
	5 不明				
// 菌 法() // 菌 法()					
(2) 菌陰性化時期 年月日					
(3) 薬剤耐性試験成績					
治療開始時/実施 年 月 最新(実施 年 月)	1 陽性				
SM μg/ml (耐性・感受性) μg/ml (耐性・感受性)	2 陰性 3 検査中				
I N H µg/ml (耐性・感受性) µg/ml (耐性・感受性) R F P µg/ml (耐性・感受性) µg/ml (耐性・感受性) µg/ml (耐性・感受性)	4 未実施 5 不明 6 非定型抗酸菌				
EB μg/ml (耐性・感受性) μg/ml (耐性・感受性)	6 非定型机酸圏 				
μg/ml (耐性・感受性) μg/ml (耐性・感受性)					
ug/ml (耐性・感受性) µg/ml (耐性・感受性)					
X 最新のエックス線及びCT所見 (2) 撮影時期 年 月 日	1 INH、RFP 2 INHのみ				
(1) エックス線写真略図及びその他の所見 (肺外結核の場合も同様) (3) 学会分類	3 RFPのみ				
部 位 ①r ②l ③b ⑨該当なし	4 その他のみ 5 耐性なし				
性 状 ① I ② II ③ II ④ P1 ⑤ H	6 不明				
	学 会 分 類				
広がり ①1 ②2 ③3 ⑨該当なし	部 位				
(4) CT所見(必要に応じ) 撮影時期: 年 月 日	性 状 ——				
備考					
年 月 日 医袋袋眼花左趾					
医療機関所在地 医療機関の名称 電話 ()	拡 が り				
医師名 ※署名又は記名押印のこと。					
注意 1 該当する文字については、その文字(頭 感染症の診査に関する協議会意見 数があるときは、その数字とする。)を○					
で囲んでください。 2 生活保護を受けている患者その他これに					
2 生活体験をより くいるとも といる					
3 継続申請する場合は、エックス線写真そ					
の他関係書類を添えて、患者票の有効期限 の2週間前までに必ず杉並区長宛再申請し てください。					
<u> </u>					

第12号様式(表)中「国保(一般・退職本人・退職家族)」を「国保」に、 「INH RF INH RFP RBT SM EB KM TH EVM を PZA PAS CS KM TH P RBT PZA SM EB LVFX に改める。 EVM PAS CS BDQ INH RFP RBT SM EB KM TH E

第13号様式(表)中 PZA PAS CS 手術(

VMINH RFP RBT PZA SM EB LVFX KM TH EVM PAS CS DLM BD を に、「国保() | 手術(

一般・退職本人・退職家族)」を「国保」に改める。

第15号様式中「氏名

印」を「氏名

「担当医師 に、

EI 「担当医師

を ※署名又は記名押印のこと。 」

「あて」を「宛」に改める。

第18号様式中「あて」を「宛」に、「 ៌ を「※署 名又は記名押印のこと。」に改める。

第18号の2様式中「⑩」を削り、「第38条第7項」を「第38条第9項」に 改める。

第18号の4様式中「啣」を削り、「第38条第8項」を「第38条第10項」 に改める。

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第9号様式、第10号様式、第12号様式、第13号様式、第15号 様式、第18号様式、第18号の2様式及び第18号の4様式による用紙で、現 に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第55号

杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

杉並区建築基準法施行細則(昭和40年杉並区規則第21号)の一部を次のよう に改正する。

第16条の3第2項第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(」に改め、同号ウ中 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネル ギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第8号様式(第6面)中「第108条の3第2項」を「第108条の4第2項」に、「第108条の3第5項」を「第108条の4第5項」に、「第128条の6第3項」を「第128条の7第3項」に改める。

第13号様式の10(第4面)、第13号様式の11(第5面)及び第13号様式の12(第1面)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第8号様式及び第13号様式の10から第13 号様式の12までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお 使用することができる。

杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第56号

杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成24年杉並区規則第 117号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附則

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第57号

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改 正する規則

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年杉並区規則第105号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第1号様式から第4号様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

第7号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第8号様式中「エネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定により、エネルギー消費性能の一層の向上」に 改める。

第9号様式から第12号様式までの規定中「杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に

関する法律施行細則」に改める。

第13号様式及び第14号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第15号様式から第19号様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式から第3号様式まで、第5号様式、 第8号様式から第12号様式まで、第15号様式、第16号様式及び第18号様 式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが できる。

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第58号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則(平成12年杉並区規則第77号) の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2」に改める。

附則

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則59号

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区会計事務規則(昭和39年杉並区規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「私人」を「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者(以下「指定公金事務取扱者」という。)」に、「委任した」を「委託した」に改める。

第8条第1項第2号中「徴収対策担当係長、納税係」を「納税係、調整担当係長」に改める。

第11条第4号中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第25条第1項第2号中「私人に収入事務を委託した場合における受託者」を「次項に規定する収入事務受託者」に改め、同条第2項中「施行令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「第80条の2、」を「第80条の2及び」に改め、「及び介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2」を削り、「歳入」を「公金」に改め、「事務」の次に「(以下「収入事務」という。)」を、「受けた者」の次に「(以下「収入事務受託者」という。)」を加える。

第40条の2の見出し中「の指定」を「及び指定公金事務取扱者の指定」に改め、同条第1項中「区長」を「課長」に、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」を「法」に改め、「とき」の次に「又は法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定しようとするとき」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を 告示しなければならない。

指定納付受託者を指定したとき。

(1) 指定納付受託者の名称及び住

	所又は事務所の所在地 (2) 指定納付受託者に納付させる 歳入の内容 (3) 指定日
指定納付受託者の指定の内容を変更したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地(2) 変更の内容(3) 変更日
指定納付受託者の指定を取り消したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住 所又は事務所の所在地 (2) 取消日
指定公金事務取扱者に公金の徴収若し くは収納又は支出に関する事務(以下 「公金事務」という。)を委託したと き。	(1) 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る内容 (3) 指定日及び委託日
指定公金事務取扱者の委託の内容を変 更したとき。	(1) 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地(2) 変更の内容(3) 変更日
指定公金事務取扱者の指定を取り消し たとき。	(1) 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地(2) 取消日

第41条の見出しを「指定公金事務取扱者への収入事務の委託」に改め、同条第 1項及び第2項を次のように改める。

区長は、法第243条の2第1項、国民健康保険法第80条の2及び高齢者の 医療の確保に関する法律第114条の規定に基づき、指定公金事務取扱者に収入 事務を委託することができる。

2 区長は、収入事務を指定公金事務取扱者に委託したときは、当該指定公金事務 取扱者に収入事務受託者である旨を証する書類を交付しなければならない。

第41条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第47条中「私人に支出事務を委託した場合における受託者」を「支出事務の委

託を受けた指定公金事務取扱者(以下「支出事務受託者」という。)」に改める。 第78条第1項第17号を次のように改める。

(17) 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費

第84条第1項第10号中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同項第12号中「地方自治法」を「法」に改め、同項第13号中「子ども・子育て支援法」の次に「(平成24年法律第65号)」を加える。

第85条第12号中「地方自治法」を「法」に改める。

第86条第1項第1号中「歳入の徴収又は収納」を「収入事務」に改める。

第87条中「、会計管理者と協議の上」を削り、「私人」を「支出事務受託者」 に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費

第88条中「支出事務の委託を受けた私人(以下この章及び第11章において「支出事務受託者」という。)」を「支出事務受託者」に改める。

第98条第1号中才を削り、力をオとし、同条第2号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

工 森林環境税

第98条第7号ア中「、都民税」を「及び都民税並びに森林環境税」に改める。

第112条第2項中「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次のただ し書を加える。

ただし、会計管理者が、電磁的記録をもつて現金出納簿を作成することが困難 と認める場合は、この限りでない。

第113条第2項中「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次のただ し書を加える。

ただし、会計管理者が、電磁的記録をもつてこれらの帳簿を作成することが困難と認める場合は、この限りでない。

第123条第2項中「し、引継報告書を会計管理者を経て、区長に提出しなければ」を「しなければ」に改める。

第124条第2項を削る。

第125条ただし書を削る。

第136条を次のように改める。

(収入事務受託者及び支出事務受託者の検査)

第136条 会計管理者は、法第243条の2第8項の規定に基づく検査を実施するときは、第133条から前条までの規定に準じて行わなければならない。

別表杉並保健所保健サービス課各業務係長の項の次に次のように加える。

子ども家庭部児童相談所設置準備課設置・運営準備係長

子ども家庭部児童相談所設置準 備課

別表子ども家庭部保育課子供園・幼稚園担当係長の項中「子供園・幼稚園担当係 長」を「子供園・幼稚園係長」に改める。

「第89号様式 引継報告書 第123条

附属様式目次中 第90号様式 金銭(有価証券)事務引継明細書 第124 第91号様式 金銭(有価証券)引継明細書 第124条

条を削る。

第17号様式中「印」を削る。

第89号様式から第91号様式までを削る。

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第19号)附則第2条第3項 の規定により同項に規定する従前の公金事務を行わせている者に当該従前の公金 事務を行わせる場合におけるこの規則による改正前の杉並区会計事務規則(以下 「旧規則」という。)の規定に基づく手続等については、なお従前の例による。
- 3 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2 条第1項の規定により同項に規定する従前の公金事務を行わせている者に当該従 前の公金事務を行わせる場合における旧規則の規定に基づく手続等については、 なお従前の例による。

杉並区物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第60号

杉並区物品管理規則の一部を改正する規則

杉並区物品管理規則(昭和39年杉並区規則第18号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が、電磁的記録をもつて物品受払簿を作成することが困難 と認める場合は、この限りでない。

附則